

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認 平成16年2月26日 合併協議会提案 平成16年3月5日

協議項目(番号)	町字名の取扱い (項目 No. 20)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	3町の区域内の字の名称は、現行のとおりとする。		【調整方針確認日】 平成16年 3月26日

留意事項	先進事例	備考
<p>町村合併の際に、町村の区域の設定、若しくは廃止、又は、町村の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、町村長が当該町村議会の議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>町字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。</p> <p>【地方自治法】 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくは名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生じる。</p>	<p>【南宇和合併協議会】 字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。一本松の字名は、「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする</p> <p>【東かがわ市】 字の区域については、新市において調整するものとし、「大川郡 町」を「東かがわ市」に置き換え、字の名称については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【さぬき市】 (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p>	

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町
現 況	大浜 中之浜 仁田之浜 河内 湊浦 小中浦 中浦 川永田 豊之浦 伊方越 亀浦 九町 二見	三机 塩成 足成 大江 志津 小島 大久 川之浜 田部 神崎 高茂	三崎 高浦 佐田 大佐田 井野浦 与修 串 正野 二名津 明神 松 名取 釜木 平磯